

令和8年1月1日から林野火災に対する警戒が強化されました



▲市ホームページ

消防本部 予防課 ☎(63)1155

林野火災注意報
運用を開始しました



乾燥した日が続くなど、注意が必要な気象状況になつた際に発令し、「火の使用制限」に努力義務を課します。

林野火災警報

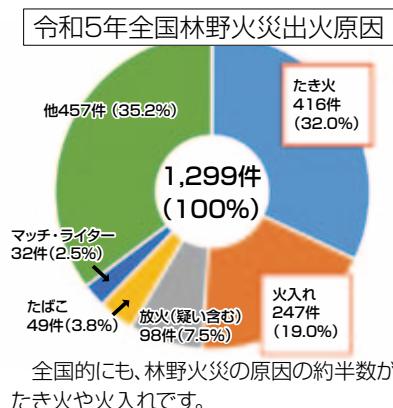
林野火災注意報発令中に、強風が発生しやすく、また、火災が発生した場合に広い範囲に延焼する危険性が著しく高まつた場合に発令し、「火の使用制限」に従わない場合には罰則が課されます。

※「火の使用制限」とは…
例：屋外でたき火をしない

令和7年は、全国的に大規模な林野火災が相次ぎました。これを受けて市では、林野火災の予防を目的とした「林野火災注意報・林野火災警報」の運用を開始しました。

林野火災注意報

林野火災注意報発令中に、強風が発生しやすく、また、火災が発生した場合に広い範囲に延焼する危険性が著しく高まつた場合に発令し、「火の使用制限」に従わない場合には罰則が課されます。



「たき火」の申請は
「市公式LINE」から
メニュー「消防関連」→
「火災と紛らわしい煙
又は火炎を発する恐れ
のある行為の届出」



▲市公式LINE

火災と紛らわしい煙や、火炎(火や炎のこと)を発する恐れのある行為に「たき火」が明確に指定され、たき火を行つ際には消防署へ届出が必要となります。ただし、この届出は、たき火などの行為を許可するものではありません。

周辺住民から苦情が生じた場合は、今までどおり指導の対象となります。届出が必要か分からぬ場合は、消防本部予防課までお問い合わせください。

「たき火」の届出が
必要です

届出を必要としないものの例



火を使用する設備器具で、その本来の使用方法によるものは、「たき火」に該当しません。



火を使用する設備器具で、その本来の使用方法によるものは、「たき火」に該当しません。

届出が必要な「たき火」に該当する例



田畠の芝焼き



地面に集積して焼却



風俗習慣行事(どんど焼き)



キャンプファイヤー

林野火災について、鹿沼市消防本部の予防課長に話を聞きました



消防本部 岡部 晃一 予防課長

これから空気が乾燥し、強風が吹くなど、林野火災が増加する時期を迎えるにあたり、出火防止に係る警戒を強化することが重要です。大切な命と財産、美しい自然を守るために、市民の皆さんのご協力をお願いします。

林野火災は、ひとたび発生すると早期に拡大し、消火が難しく、大規模火災に繋がる恐れがあります。